

京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/soudan.html>)より

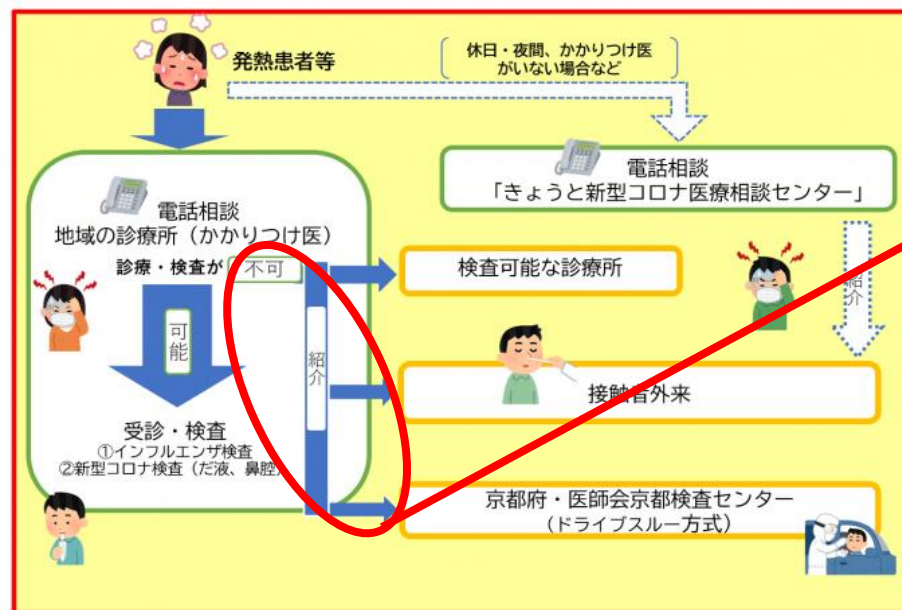
令和2年11月1日(日曜日)から、発熱症状などのある方は、まずは身近な医療機関(地域の診療所・病院)にお電話ください。

発熱症状などのある方は、身近な医療機関(地域の診療所・病院)に電話

- 医療機関が指定した時間に診察し、医師の判断により新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を実施(または、検査のできる医療機関を紹介します。)
- 夜間や医療機関が休みのとき、かかりつけ医のいない方は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」に連絡

電話 : 075-414-5487 (365日24時間、京都府・京都市共通)

【参考】発熱等の症状のある方の相談・受診・検査の流れ



・当院は厚労省・京都府の規定する「診療・検査可能医療機関」ではありません。
・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のPCR検査は唾液・鼻腔ぬぐい等に関わらず一切対応できません。

発熱患者さんと一般患者さんを時間・空間をきちんと分けて安定した診察受け入れができるめどが立たずこのような対応とさせていただいております。かかりつけの方でPCR検査が必要な患者さんの紹介や発熱時のご相談はこれまで通りできるだけ対応させていただきます。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2020.11.27. 医療法人たつみ内科クリニック